

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

交通局	(令和6年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
決裁書の記載について 閲覧した決裁書につき、起案番号の記入漏れや、同じ決裁であるにも関わらず保存種別が異なっており、誤った保存期間の記入がなされていた。決裁書は交通局の活動を記録し保存する重要な書類であることから、記載事項については漏れや誤りがないよう、慎重に対応すべきである。 なお、現在は決裁システムが導入されており、起案番号については自動採番になっているため起案番号記入漏れは防止できると考えるが、保存種別については選択制になっているため、選択誤りの発生する可能性がある。よって、入力に際し保存種別を確認したうえで誤りがないよう入力するとともに、決裁者が誤りを見逃さないよう留意して決裁すべきである。	保存種別等の決裁書への記載内容について、担当者が発議する時はもとより、係長・所長等が決裁するに際しても確認を徹底しなければならない旨、局内で周知し、注意喚起を図った。 局内周知日：令和7年6月5日	